

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 関西電力株式会社との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- 1 舞鶴市は、関西電力株式会社が修正しようとする高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画について、京都府から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- 2 舞鶴市は、関西電力株式会社が届け出る高浜発電所及び大飯発電所に係る下記の書類の写しを京都府から受領する。
 - (1) 高浜発電所及び大飯発電所原子力防災組織の原子力防災要員の現況の届け出
 - (2) 高浜発電所及び大飯発電所原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）若しくは副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出
 - (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届け出

第3節 立入検査と報告の徴収

舞鶴市は、京都府が行う関西電力株式会社からの報告の徴収及び立入検査の実施結果の概要について、通知を受けるものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上級放射線防災専門官との連携

- 1 舞鶴市は、本編の修正等、高浜発電所及び大飯発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時の対応等については、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

- 舞鶴市は、事故時の連絡体制の準備、京都府や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、京都府と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上級放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 舞鶴市は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- 舞鶴市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 舞鶴市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

舞鶴市は、国、京都府、関係市町、関西電力株式会社、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 舞鶴市と関係機関相互の連携体制の確保

舞鶴市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、京都府、関係市町、関西電力株式会社その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、京都府、関西電力株式会社その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

特に、高浜発電所及び大飯発電所とは、本編、協定書等により、平常時、緊急時及び災害発生時における各種情報の連絡通報に万全を期するものとする。

ア 高浜発電所及び大飯発電所からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

舞鶴市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び京都府と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

舞鶴市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信関係防災機関との連携

舞鶴市は、非常通信関係防災機関と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

舞鶴市は、関係機関と連携し、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

舞鶴市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

舞鶴市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

舞鶴市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び京都府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努

めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

舞鶴市は、国、京都府、関西電力株式会社その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる高浜発電所及び大飯発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。

ア 高浜発電所及び大飯発電所に関する資料

(ア) 高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画

(イ) 高浜発電所及び大飯発電所の施設の配置図

イ 社会環境に関する資料

(ア) 周辺概況図

(イ) 周辺地域の人口、世帯数（高浜発電所及び大飯発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

(ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む。）

(エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

(オ) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（高浜発電所及び大飯発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

(カ) 原子力災害医療体制に関する資料

ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

(ア) 周辺地域の気象資料（過去10年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

(イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取候補地点図

(ウ) 京都府の線量推定計算に関する資料

(エ) 京都府の平常時環境放射線モニタリングに関する資料

(オ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

(カ) 農林水産物の生産及び出荷状況

エ 防護資機材等に関する資料

(ア) 防護資機材の備蓄・配備状況

(イ) 避難用車両の緊急時における運用体制

(ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

オ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料

- (ア) 関西電力株式会社を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - (イ) 関西電力株式会社との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - (ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- カ 避難に関する資料
- (ア) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - (イ) 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした府県・市町村間の調整済のもの）

3 通信手段の確保

舞鶴市は、国及び京都府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所及び大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に対応する諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 防災行政無線の確保・活用

舞鶴市は、国、京都府とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

舞鶴市は、国及び京都府と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

舞鶴市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

(4) 災害時優先電話等の活用

舞鶴市は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(5) 通信輻輳の防止

舞鶴市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間

で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

(6) 非常用電源等の確保

舞鶴市は、京都府及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して非常用電源設備(補充用燃料を含む。)の整備等を図るものとする。

(7) 保守点検の実施

舞鶴市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

舞鶴市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢等をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢等をとるために必要な体制

舞鶴市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

舞鶴市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び京都府と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに舞鶴市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

舞鶴市は、舞鶴市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、舞鶴市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

舞鶴市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、京都府、関係周辺自治体とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、京都府及び府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、舞鶴市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、京都府、関係周辺自治体、関係機関、関西電力株式会社等のそれぞれの職員を配置することとされており、舞鶴市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

舞鶴市は、国、京都府及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 舞鶴市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、京都府、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

- (2) 舞鶴市は、屋内退避又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は京都府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

舞鶴市は、消防の応援について京都府内外の近隣市町村及び京都府内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

7 自衛隊との連携体制

舞鶴市は、京都府知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

舞鶴市は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、舞鶴市は、関西電力株式会社との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、京都府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

9 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係府県（PAZを含む府県及びUPZを含む府県をいう。以下同じ。）、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

舞鶴市は、緊急時モニタリングにおける、京都府等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに連絡体制を構築しておく。

なお、舞鶴市内における環境放射線モニタリングの状況は下表のとおりである。

表4 環境放射線モニタリングの状況

(平成31年3月末現在)

測定所等種類	名称	所在地
高線量計 (NaI (Tl) シンチレーション式 及び電離箱式)	田井MP	舞鶴市字田井 97-2
	夕潮台MP	舞鶴市字浜地内
	大山測定所	舞鶴市字大山 241-3
	塩汲測定所	舞鶴市字笹部 115
	岡安測定所	舞鶴市字岡安 23-1
	吉坂測定所	舞鶴市字松尾 8-1
	倉梯測定所	舞鶴市字行永 7
	地頭測定所	舞鶴市字地頭 523-2
低線量計 (NaI (Tl) シンチレーション式)	倉谷測定所	舞鶴市字倉谷 1350-23
簡易型電子線量計	三浜測定所	舞鶴市字三浜 675
	平測定所	舞鶴市字平・赤野地内
	千歳測定所	舞鶴市字千歳地内
	与保呂測定所	舞鶴市字与保呂 48
	池内測定所	舞鶴市字堀 4-1
	相生測定所	舞鶴市字円満寺 100-14
	丸田測定所	舞鶴市字丸田
	神崎測定所	舞鶴市字西神崎 257
	岡田測定所	舞鶴市字久田美 930
	成生測定所	舞鶴市字成生 36-2
	松尾測定所	舞鶴市字松尾 524-1
	杉山測定所	舞鶴市字杉山 430
	野原測定所	舞鶴市字野原 809-1
大気モニタ	塩汲測定所	舞鶴市字笹部 115
	岡安測定所	舞鶴市字岡安 23-1
	吉坂Ⅱ測定所	舞鶴市字吉坂 113-4
	倉梯Ⅱ測定所	舞鶴市八反田北町 115
	地頭測定所	舞鶴市字地頭 523-2
	三浜測定所	舞鶴市字三浜 675
	相生測定所	舞鶴市字円満寺 100-14
ヨウ素サンプラ	倉梯Ⅱ測定所	舞鶴市八反田北町 115
	三浜測定所	舞鶴市字三浜 675
	神崎測定所	舞鶴市字西神崎 257

10 専門家の派遣要請手続き

舞鶴市は、高浜発電所又は大飯発電所から施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

舞鶴市は、国、京都府、関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

12 複合災害に備えた体制の整備

舞鶴市は、国及び京都府と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

舞鶴市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、京都府及び関西電力株式会社と相互の連携を図るものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

舞鶴市は、国、京都府及び関西電力株式会社の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を策定するものとする。

(1) P A Z

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

(2) UPZ

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

(3) 共通

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき区域外とする。なお、舞鶴市の境界を越えた広域の避難計画の策定については、国及び京都府が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

2 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

舞鶴市は、京都府や関西広域連合の協力を得て、他の市町村の地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ定めるものとし、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等への避難が可能となるよう努めるものとする。

なお、指定避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。

また、舞鶴市は、京都府や関西広域連合の協力を得て、避難所となる施設の管理者等との協定の締結を推進するとともに、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つことができるよう協議するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

舞鶴市は、京都府と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

舞鶴市は、京都府等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

舞鶴市は、京都府と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

舞鶴市は、国、京都府、企業等に協力を求め、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制の整備に努めるものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

舞鶴市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備等の整備

舞鶴市は、京都府に協力を求め、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努めるものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

舞鶴市は、京都府に協力を求め、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所における備蓄、通信設備の整備等に努めるものとする。

3 避難行動要支援者に関する措置

(1) 舞鶴市は、避難行動要支援者（舞鶴市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 舞鶴市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 舞鶴市は、消防機関、警察機関、自治会、自主防災組織、民生児童委員等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 舞鶴市は、京都府の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。

ア 舞鶴市は、京都府の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。

特に、病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び重度の在宅要配慮者の避難については、京都府災害時要配慮者避難支援センターと連携し、受入体制の確立や協力体制の確立に努める。

イ 舞鶴市は、京都府の助言のもと、災害時要援護者避難支援プラン（個別支援計画）等の整備に努めるものとする。

(2) 病院等医療機関の管理者は、京都府及び舞鶴市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、京都府及び舞鶴市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

(4) 舞鶴市は、京都府が国の協力のもと促進する社会福祉施設、医療機関、公民館等の放射線防護対策工事に協力するものとする。

(5) 舞鶴市は、京都府が大規模・広域災害発生時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者の避難・受入や他都道府県発災時の応援態勢等について、行政・医療・福祉関係者により調整を行うために設置する京都府災害時要配慮者避難支援センターと連携するものとする。

なお、同センターの構成機関は下表のとおりである。

行政機関	京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町
医療関係団体	一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都私立病院協会、一般社団法人京都精神科病院協会、一般社団法人京都府病院協会、公益社団法人京都府看護協会、京都透析医会
福祉関係団体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、一般社団法人京都府老人福祉施設協議会、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会、一般社団法人京都社会福祉士会、一般社団法人京都府介護福祉士会、京都府ホームヘル

	パー連絡協議会、公益社団法人京都府介護支援専門員会、京都府障害厚生施設協議会、京都府児童福祉施設連絡協議会、京都児童養護施設長会、京都市身体障害者福祉施設長協議会
--	---

5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、京都府及び舞鶴市と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、舞鶴市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、京都府と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、京都府及び舞鶴市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

7 住民等の避難状況の確認体制の整備

舞鶴市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、舞鶴市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

舞鶴市は、京都府の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

舞鶴市は、国及び京都府と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

10 避難所等・避難方法等の周知

舞鶴市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物と

の同行避難等を含む。) 、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を京都府、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。舞鶴市は、国、京都府及び関西電力株式会社と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

舞鶴市は、国、京都府及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

舞鶴市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

舞鶴市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（ヘリポートの場所や指定利用手続き、現地までの先導体制等）について京都府があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

舞鶴市は、舞鶴市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に配慮するものとする。また、舞鶴市の道路管理者は、国、京都府、京都府警察本部及び関係機関と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や道路交通、気象等の状況等把握のための装置や情報板などの整備を行い、安全なルートを設定し、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

舞鶴市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、京都府と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

舞鶴市は京都府及び関西電力株式会社と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 原子力災害時における医療体制の整備

舞鶴市は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害時における医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

表5 原子力災害時における医療体制の状況

資料：京都府医療課（平成28年12月現在）

1	原子力災害拠点病院	国立病院機構京都医療センター（基幹病院）
2		京都大学医学部附属病院
3		京都府立医科大学附属病院

※原子力災害拠点病院…被ばく傷病者等に対する専門的医療を実施する地域の中核病院。合わせて、教育研修・訓練の実施、原子力災害医療派遣チームの配置等の役割を担う。

1	原子力災害医療協力機関	医療法人清仁会亀岡シミズ病院
2		亀岡市立病院
3		京都中部総合医療センター
4		国保京丹波町病院
5		市立福知山市民病院
6		医療法人福富士会京都ルネス病院
7		市立福知山市民病院 大江分院
8		綾部市立病院
9		国立病院機構舞鶴医療センター
10		舞鶴赤十字病院
11		国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院
12		京都府立医科大学附属北部医療センター
13		公益財団法人丹後中央病院
14		京丹後市立弥栄病院
15		京丹後市立久美浜病院
16		日本赤十字社京都府支部
17		一般社団法人京都府医師会
18		一般社団法人舞鶴医師会
19		一般社団法人与謝医師会
20		一般社団法人福知山医師会

21		船井医師会
22		一般社団法人左京医師会
23		一般社団法人京都府薬剤師会
24		船井薬剤師会
25		綾部薬剤師会
26		福知山薬剤師会
27		舞鶴薬剤師会
28		丹後薬剤師会
29		公益社団法人京都府放射線技師会

※原子力災害医療協力機関…被ばく傷病者等に対する初期診療、被災者に対する放射性物質による汚染の測定、救護所への医療チームの派遣、安定ヨウ素剤配布の支援等を実施する。

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

舞鶴市は、原子力災害対策指針を踏まえ、京都府、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Zに準じた防護措置を行う地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

また、舞鶴市は、京都府が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

(1) 事前配布体制の整備

ア 舞鶴市は、京都府と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を確保するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 舞鶴市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、京都府、関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

ウ 舞鶴市は、京都府と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

エ 舞鶴市は、京都府と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

(2) 緊急時における配布体制の整備

ア 舞鶴市は、京都府と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を速やかに服用することができるよう、配布体制について十分検討することとする。

イ 舞鶴市は、京都府と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等

をあらかじめ準備しておくものとする。

5 消火活動体制の整備

舞鶴市は、平常時から京都府等と連携を図り、火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

京都府は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 舞鶴市は、国及び京都府と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

(2) 舞鶴市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、京都府及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

7 物資の調達、供給活動体制の整備

(1) 舞鶴市は、国、京都府及び関西電力株式会社と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 舞鶴市は、国、京都府と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 舞鶴市は、国及び京都府と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 舞鶴市は、国及び京都府と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無

線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

- 3 舞鶴市は、国、京都府と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- 4 舞鶴市は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び京都府と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- 5 舞鶴市は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラートの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

舞鶴市は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第14節 家庭動物対策

- 1 舞鶴市は、原子力災害時において、飼い主が速やかに家庭動物と避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示した京都府が作成したガイドブックを配布して啓発する。
- 2 舞鶴市は、原子力災害時において、迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。

第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- 1 舞鶴市は、国、京都府及び関西電力株式会社と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、ホームページ、広報紙、パンフレット等を活用すると

ともに、出前講座や地域への防災説明会の機会を通じて、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に、舞鶴市、国及び京都府等が講じる対策の内容に関すること
- (6) コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 緊急時にとるべき行動
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること

- 2 舞鶴市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 舞鶴市は、防災知識の普及と啓発の実施にあたり、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- 4 舞鶴市は、避難状況の確実な把握のため、舞鶴市が指定した避難所以外に避難をした場合等に、舞鶴市災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- 5 舞鶴市は、国及び京都府と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- 6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、舞鶴市は国及び京都府と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第16節 防災業務関係者の人材育成

舞鶴市は、国及び京都府と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施

する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害時における医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に舞鶴市、京都府及び国等が講じる対策の内容
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害時における医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第17節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 舞鶴市は、国、京都府、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害時における医療訓練
- カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- キ 周辺住民避難訓練
- ク 人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を京都府と共同又は独自に行うものとする。

(2) 舞鶴市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に舞鶴市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等舞鶴市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

舞鶴市は、計画に基づき、国、京都府、関西電力株式会社等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

舞鶴市は、高浜発電所又は大飯発電所が原災法第13条に基づく総合的な防災訓練の対象となった場合には実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、京都府、関西電力株式会社等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

舞鶴市は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

舞鶴市は、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

舞鶴市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- 1 事故の通報を受けた舞鶴市消防本部は、直ちにその旨を京都府に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- 2 事故の通報を受けた京都府舞鶴警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- 3 事故の通報を受けた舞鶴海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の

状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

- 4 京都府及び舞鶴市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第19節 災害復旧への備え

舞鶴市は、災害復旧に資するため、国及び京都府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第20節 関西電力株式会社の行う予防対策

高浜発電所及び大飯発電所における原子力防災対策については、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災対法等の原子力関係法令に基づき周辺環境の安全確保、安全防護施設の設置をはじめ、いかなる事態にも対処できるよう次の対策を講じることとされている。

1 環境条件の調査

施設周辺の人口構成及び人口分布等の資料の整備並びに平常時における放射能水準等災害対策上必要な事項の調査を行う。

2 通信連絡網の整備

災害に関する情報の収集及び伝達についての組織・通信機器等整備を行う。

3 防災上必要な研究

国又は防災機関の行う災害予防に関する科学的な研究に協力し、その成果を利用して災害予防対策の効果的な実施を図る。

4 防災上必要な安全教育及び訓練等

平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるとともに、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、発電所に従事する職員及び関連協力会社職員等に対し、これに関する知識の周知徹底を図るための安全教育及び緊急時に対処するための訓練等を実施する。

5 放射能等監視体制の整備

(1) 空間放射線量率等の監視

舞鶴市田井小学校跡地、夕潮台公園の府域2箇所並びに高浜発電所及び大飯発電所

敷地ほか福井県内 25 箇所にモニタステーション又はモニタリングポスト (NaI(Tl)シンチレーション検出器等) による連続測定並びに積算線量測定素子による定期監視 (4 回/年) 体制をとる。

(2) 海洋放射能等の監視

原子力発電所放水口に水モニタを設置し、放射能の連続測定及び海水、海底土、生物の放射能の定期測定 (4 回/年) を行う。また、周辺海域の水温・塩分分布の定期測定 (2 回/日/季) を行う。

(3) 放射性物質の放出状況の監視

原子力発電所排気筒にダストモニタ、ガスモニタ等を設置し、放射能の常時測定を行う。

(4) 上記(1)、(2)の調査、測定の結果については、「高浜発電所に係る舞鶴市域の安全確保等に関する協定書」及び「大飯発電所に係る舞鶴市域の安全確保等に関する通報連絡協定書」に基づいて舞鶴市へ報告するものとする。

なお、測定値に異常があった場合には、国 (原子力規制庁)、舞鶴市及び京都府へ連絡するとともに、原因の把握等所要の措置を講じるものとする。

6 住民広報窓口の設置

原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置する体制を整備する。